

< 農地の相続等の届出のお願い >

農地の相続を受けたときは…

相続した農地の所在する
市町村農業委員会に届出
をお願いします。

(届出の用紙は裏面のとおりです。)

農地の相続を受けたんだ
けどどうしたらいい？



相続登記が完了したら、「**登記完了証**」をお持ちになり、各支所
または農業委員会事務局へお越してください。
届出は、農地等について権利を取得したことを知った時点か
ら、概ね10ヶ月以内の期間にお願いします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会が
きちんと把握して、農地の有効利用に努めます。

なお、農業委員会では、相続を受けた方が地元を離れていて、自分で
管理できない場合などのご相談もお受けします。

まずはお電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先

新発田市農業委員会事務局

新発田市住田 510 (加治川庁舎)

(代表) 0254 22 3030

(直通) 0254 - 33 - 3119